資料１

防災業務計画修正

新 旧 対 照 表

令和８年 11 月

○国土交通省防災業務計画修正新旧対照表　　令和８年 11 月２日（下線は改正部分）

第２編　各災害に共通する対策編

修正前	修正後
第2章 災害応急対策 第1節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 第1　災害情報の収集・連絡 (2) 被害情報の収集・連絡 （略） ○特定本部等は、本省内各局より報告を受けた被害情報等を必要に応じ内閣府、総理大臣官邸、関係省庁に連絡するものとする。また、災対法に基づく特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部（以下この編において「政府本部」という。）の設置後 は政府本部に連絡するものとする。 （略）	第2章 災害応急対策 第1節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 第1　災害情報の収集・連絡 (2) 被害情報の収集・連絡 （略） ○特定本部等は、本省内各局より報告を受けた被害情報等を必要に応じ防災庁、総理大臣官邸、関係省庁に連絡するものとする。また、災対法に基づく特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部（以下この編において「政府本部」という。）の設置後 は政府本部に連絡するものとする。 （略）

修正前	修正後
第2章 災害応急対策 第1節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 第1　災害情報の収集・連絡 (2) 被害情報の収集・連絡 （略） ○特定本部等は、本省内各局より報告を受けた被害情報等を必要に応じ内閣府、総理大臣官邸、関係省庁に連絡するものとする。また、災対法に基づく特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部（以下この編において「政府本部」という。）の設置後は政府本部に連絡するものとする。 （略） 第5章 南海トラフ巨大地震防災対策推進計画 第8節 被災者・避難者の生活支援 第5　被災者向け住宅等の供給体制の整備 ○非常に多くの応急仮設住宅等が必要となるため、建設用地や事業者・資材の円滑な確保が課題となるとともに、被災地域が広域にわたるため、複数の広域支援体制の整備等の事前準備が必要となる。 そのため、国土交通省は、通常のプレハブ型の応急仮設に加え、地元企業の活用による「木造応急仮設住宅」の建設や、民間賃貸住宅を活用した「借上型仮設住宅」、公的賃貸住宅（公営住宅、UR賃貸住宅等）等、多様な手法を使った被災者向け住宅等の供給について、内閣府等の関係府省と連携して支援する。	第2章 災害応急対策 第1節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 第1　災害情報の収集・連絡 (2) 被害情報の収集・連絡 （略） ○特定本部等は、本省内各局より報告を受けた被害情報等を必要に応じ防災庁、総理大臣官邸、関係省庁に連絡するものとする。また、災対法に基づく特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部（以下この編において「政府本部」という。）の設置後は政府本部に連絡するものとする。 （略） 第5章 南海トラフ巨大地震防災対策推進計画 第8節 被災者・避難者の生活支援 第5　被災者向け住宅等の供給体制の整備 ○非常に多くの応急仮設住宅等が必要となるため、建設用地や事業者・資材の円滑な確保が課題となるとともに、被災地域が広域にわたるため、複数の広域支援体制の整備等の事前準備が必要となる。 そのため、国土交通省は、通常のプレハブ型の応急仮設に加え、地元企業の活用による「木造応急仮設住宅」の建設や、民間賃貸住宅を活用した「借上型仮設住宅」、公的賃貸住宅（公営住宅、UR賃貸住宅等）等、多様な手法を使った被災者向け住宅等の供給について、防災庁等の関係省庁と連携して支援する。

修正前	修正後
（略）	（略）
第6章 首都直下地震対策計画 第8節 被災者・避難者の生活支援 第5　被災者向け住宅等の供給体制の整備	第6章 首都直下地震対策計画 第8節 被災者・避難者の生活支援 第5　被災者向け住宅等の供給体制の整備
○非常に多くの応急仮設住宅等が必要となるため、建設用地や事業者・資材の円滑な確保が課題となるとともに、被災地域が広域にわたるため、複数の広域支援体制の整備等の事前準備が必要となる。 そのため、国土交通省は、通常のプレハブ型の応急仮設に加え、地元企業の活用による「木造応急仮設住宅」の建設や、民間賃貸住宅を活用した「借上型仮設住宅」、公的賃貸住宅（公営住宅、UR賃貸住宅等）等、多様な手法を使った被災者向け住宅等の供給について、内閣府等の関係府省と連携して支援する。	○非常に多くの応急仮設住宅等が必要となるため、建設用地や事業者・資材の円滑な確保が課題となるとともに、被災地域が広域にわたるため、複数の広域支援体制の整備等の事前準備が必要となる。 そのため、国土交通省は、通常のプレハブ型の応急仮設に加え、地元企業の活用による「木造応急仮設住宅」の建設や、民間賃貸住宅を活用した「借上型仮設住宅」、公的賃貸住宅（公営住宅、UR賃貸住宅等）等、多様な手法を使った被災者向け住宅等の供給について、防災庁等の関係省庁と連携して支援する。
（略）	（略）
第14節 迅速な復興・より良い復興への備え	第14節 迅速な復興・より良い復興への備え
（略）	（略）
・地方公共団体による応急仮設住宅の建設に要する資機材の調達・供給体制の整備や用地確保の取組を内閣府等の関係府省と連携して支援する。	・地方公共団体による応急仮設住宅の建設に要する資機材の調達・供給体制の整備や用地確保の取組を防災庁等の関係省庁と連携して支援する。
（略）	（略）

修正前	修正後
第7章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画 第8節 被災者・避難者の生活支援 第4　災者向け住宅等の供給体制の整備	第7章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画 第8節 被災者・避難者の生活支援 第4　災者向け住宅等の供給体制の整備
○非常に多くの応急仮設住宅等が必要となるため、建設用地や事業者・資材の円滑な確保が課題となるとともに、被災地域が広域にわたるため、複数の広域支援体制の整備等の事前準備が必要となる。 そのため、国土交通省は、通常のプレハブ型の応急仮設に加え、地元企業の活用による「木造応急仮設住宅」の建設や、民間賃貸住宅を活用した「借上型仮設住宅」、公的賃貸住宅（公営住宅、UR賃貸住宅等）等、多様な手法を使った被災者向け住宅等の供給について、内閣府等の関係府省と連携して支援する。	○非常に多くの応急仮設住宅等が必要となるため、建設用地や事業者・資材の円滑な確保が課題となるとともに、被災地域が広域にわたるため、複数の広域支援体制の整備等の事前準備が必要となる。 そのため、国土交通省は、通常のプレハブ型の応急仮設に加え、地元企業の活用による「木造応急仮設住宅」の建設や、民間賃貸住宅を活用した「借上型仮設住宅」、公的賃貸住宅（公営住宅、UR賃貸住宅等）等、多様な手法を使った被災者向け住宅等の供給について、防災庁等の関係省庁と連携して支援する。
（略）	（略）

修正前	修正後
第2章 災害応急対策 第1節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 第1　災害情報の収集・連絡 (3) 被害情報の収集・連絡 （略） ○特定本部等は、本省内各局より報告を受けた被害情報等を必要に応じ内閣府、総理大臣官邸、関係省庁に連絡するものとする。また、災対法に基づく特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部（以下この編において「政府本部」という。）の設置後は政府本部に連絡するものとする。 （略）	第2章 災害応急対策 第1節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 第1　災害情報の収集・連絡 (3) 被害情報の収集・連絡 （略） ○特定本部等は、本省内各局より報告を受けた被害情報等を必要に応じ防災庁、総理大臣官邸、関係省庁に連絡するものとする。また、災対法に基づく特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部（以下この編において「政府本部」という。）の設置後は政府本部に連絡するものとする。 （略）

修正前	修正後
第2章 災害応急対策 第2節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 第1　災害情報の収集・連絡 (2) 被害情報の収集・連絡 （略） ○特定本部等は、本省内各局より報告を受けた被害情報等を必要に応じ内閣府、総理大臣官邸、関係省庁に連絡するものとする。また、災対法に基づく特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部（以下この編において「政府本部」という。）の設置後は、政府本部に連絡するものとする。 （略）	第2章 災害応急対策 第2節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 第1　災害情報の収集・連絡 (2) 被害情報の収集・連絡 （略） ○特定本部等は、本省内各局より報告を受けた被害情報等を必要に応じ防災庁、総理大臣官邸、関係省庁に連絡するものとする。また、災対法に基づく特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部（以下この編において「政府本部」という。）の設置後は、政府本部に連絡するものとする。 （略）

修正前	修正後
第2章 災害応急対策 第2節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 第1　災害情報の収集・連絡 (2) 被害情報の収集・連絡 （略） ○特定本部等は、本省内各局より報告を受けた被害情報等を必要に応じ内閣府、総理大臣官邸、関係省庁に連絡するものとする。また、災対法に基づく特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部（以下この編において「政府本部」という。）の設置後 は政府本部に連絡するものとする。 （略）	第2章 災害応急対策 第2節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 第1　災害情報の収集・連絡 (2) 被害情報の収集・連絡 （略） ○特定本部等は、本省内各局より報告を受けた被害情報等を必要に応じ防災庁、総理大臣官邸、関係省庁に連絡するものとする。また、災対法に基づく特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部（以下この編において「政府本部」という。）の設置後 は政府本部に連絡するものとする。 （略）

修正前	修正後
第2章 災害応急対策 第2節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 第1　災害情報の収集・連絡 (2) 被害情報の収集・連絡 （略） ○特定本部等は、本省内各局より報告を受けた被害情報等を必要に応じ内閣府、総理大臣官邸、関係省庁に連絡するものとする。また、災対法に基づく特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部（以下この編において「政府本部」という。）の設置後は政府本部に連絡するものとする。 （略）	第2章 災害応急対策 第2節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 第1　災害情報の収集・連絡 (2) 被害情報の収集・連絡 （略） ○特定本部等は、本省内各局より報告を受けた被害情報等を必要に応じ防災庁、総理大臣官邸、関係省庁に連絡するものとする。また、災対法に基づく特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部（以下この編において「政府本部」という。）の設置後は政府本部に連絡するものとする。 （略）

修正前	修正後
第2章 災害応急対策	第2章 災害応急対策
第2節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	第2節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保
第1　災害情報の収集・連絡	第1　災害情報の収集・連絡
(2) 被害情報等の把握、連絡	(2) 被害情報等の把握、連絡
(略)	(略)
○特定本部等は、本省内各局より報告を受けた被害情報等を必要に応じ内閣府、総理大臣官邸、関係省庁に連絡するものとする。また、政府本部の設置後は、政府本部に連絡するものとする。	○特定本部等は、本省内各局より報告を受けた被害情報等を必要に応じ防災庁、総理大臣官邸、関係省庁に連絡するものとする。また、政府本部の設置後は、政府本部に連絡するものとする。
(略)	(略)
第4節 政府本部への対応等	第4節 政府本部への対応等
第2　政府本部	第2　政府本部
○大規模な道路の被害が発生し、政府本部を設置する必要があると認められる場合には、速やかに同本部の設置に関する手続きの開始を内閣府に要請し、設置を図るものとする。	○大規模な道路の被害が発生し、政府本部を設置する必要があると認められる場合には、速やかに同本部の設置に関する手続きの開始を防災庁に要請し、設置を図るものとする。
(略)	(略)

修正前	修正後
○政府本部の設置に当たっては、必要に応じ、現地対策本部を設置することとし、内閣府にその手続きの開始を要請するものとする。 （略）	○政府本部の設置に当たっては、必要に応じ、現地対策本部を設置することとし、防災庁にその手続きの開始を要請するものとする。 （略）

修正前	修正後
第2章 災害応急対策 第1節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 第1　災害情報の収集・連絡 (1) 被害情報等の把握、連絡 (略) ○特定本部等は、本省内各局より報告を受けた被害情報等を必要に応じ、内閣府、総理大臣官邸、関係省庁に連絡するものとする。また、災対法に基づく特定災害対策本部、非常災害対策本部（以下この編において「政府本部」という。）の設置後は、政府本部に連絡するものとする。 (略)	第2章 災害応急対策 第1節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 第1　災害情報の収集・連絡 (1) 被害情報等の把握、連絡 (略) ○特定本部等は、本省内各局より報告を受けた被害情報等を必要に応じ、防災庁、総理大臣官邸、関係省庁に連絡するものとする。また、災対法に基づく特定災害対策本部、非常災害対策本部（以下この編において「政府本部」という。）の設置後は、政府本部に連絡するものとする。 (略)

修正前	修正後
第2章 災害応急対策 第2節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 第1　災害情報の収集・伝達 (2) 被害情報等の把握、連絡 （略） ○特定本部等は、本省内各局より報告を受けた被害情報等を必要に応じ内閣府、総理大臣官邸、関係省庁に連絡するものとする。また、政府本部の設置後は、政府本部に連絡するものとする。 （略）	第2章 災害応急対策 第2節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 第1　災害情報の収集・伝達 (2) 被害情報等の把握、連絡 （略） ○特定本部等は、本省内各局より報告を受けた被害情報等を必要に応じ防災庁、総理大臣官邸、関係省庁に連絡するものとする。また、政府本部の設置後は、政府本部に連絡するものとする。 （略）

以上